

**お知らせ 令和元年度年末調整説明会・消費税軽減税率制度説明会の開催について**

源泉徴収義務者の方を対象とした「令和元年度年末調整説明会」及び「消費税軽減税率制度説明会」を次の日程で開催いたします。

☐ 11月20日(水)

11月21日(木) 両日とも13:30~16:30

📍 米子市文化ホール

※「令和元年度年末調整説明会」に引き続き「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。

※駐車場につきましては、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

○国税に関する相談は電話でお願いします

①米子税務署(0859-32-4121(代表))に電話

②音声案内に従って用件の番号を選択

消費税軽減税率制度に関する相談・・・「3」

国税に関する一般的な相談・・・「1」

申告や面接による個別の相談・・・「2」

③「2」を選択した場合は事前に相談日時等を予約

月曜日：相続税・贈与税・譲渡所得

火曜日：申告所得税(譲渡所得を除く)・

消費税(個人)

水曜日：法人税・消費税(法人)・源泉所得税

木曜日：印紙税・諸税

○スマホやパソコンで申告

専用IDとパスワードがあれば、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくてもスマホやパソコンからe-Tax申告が可能です。

専用IDとパスワードは、本人確認を行い発行しますので、運転免許証など本人確認できる書類を持って、早めに米子税務署で手続きをお願いします。

(これは、マイナンバーカードが普及するまでの一時的な措置です。)

☎ 米子税務署 TEL 0859-32-4121

**お知らせ 鳥取県最低賃金が改正されました**

令和元年10月5日から、鳥取県最低賃金が時間額790円に改正されました。

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

② 臨時に支払われる賃金

③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

📍 鳥取労働局労働基準部賃金室

(電話 0857-29-1705)

各労働基準監督署

**募集 就職氷河期世代等を対象としたハロートレーニングセミナーの参加者募集**

正社員就職に向けてハロートレーニング(公的職業訓練)制度の活用セミナーを開催します。訓練制度、コース説明や、受講生を採用した企業の担当者による、受講生への期待や採用後の育成方針等の説明のほか、希望により企業、訓練実施機関、ハローワーク等との個別相談ができます。

☑ 就職氷河期世代を中心とした正社員就職を希望する、概ね55歳までの方又は家族等の支援者。

☐ 11月22日(金) 13:30~16:00(受付開始13:00)

📍 ポリテクセンター鳥取(鳥取市若葉台南7丁目1番11号)

参加方法：事前申し込み(当日参加も可能)・服装自由  
※参加費無料

その他：参加企業等の詳細については、ハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせいただくか、鳥取労働局のホームページをご覧ください。

☎・☎ ハローワーク米子

(TEL: 0859-33-3911)

／ハローワーク根元

(TEL: 0859-72-0065)



**催し 年金受給権者説明会を開催します**

現在年金を受給されている方を対象として、年金を受けるにあたって知っておいていただきたいこと、必要な届出・手続きについてご説明いたします。どなたでもお気軽にご参加ください。

また、説明会の後は、個別相談を行います。時間に限りがございますので、下記のお問い合わせ先までご予約のうえお出かけください。ご予約の際にはマイナンバーまたは基礎年金番号をご準備ください。

☐ 11月19日(火)

10:00~10:30

受給者説明会(ご予約なしで参加できます)

10:30~

個別相談(事前にご予約をお願いします※先着5名)

個別相談の予約締め切りは11月12日(火)です。

📍 日南町総合文化センター2階 第3研修室

※代理人の方が年金記録に関する相談をされる場合は、「委任状」と代理人の方の「本人確認ができるもの(運転免許証など)」が必要です。

主催：日本年金機構米子年金事務所 お客様相談室

☎・☎ 役場 住民課 TEL 82-1112

**催し 司法書士による「無料法律相談会」**

鳥取県司法書士会では下記のとおり相談会を開催しますので、お気軽にご利用ください。

☐ 11月22日(金) 16:00~20:00

(前日までに要予約 TEL 0857-24-7024)

📍 米子コンベンションセンター 第1会議室

☎ 相続・遺言/不動産の贈与・売買/不動産・商業登記/成年後見の申立て/高齢者・障がい者の財産管理/家賃・貸金・売掛金など140万円以下の民事紛争/借金・多重債務問題/その他身の回りの法律問題

☎ 鳥取県司法書士会 TEL 0857-24-7024